

保証人の見つからないアパート入居希望の方へ



板橋区家賃等債務保証支援事業

板橋区では、保証人の見つからない高齢者等世帯の方が、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と保証委託契約を結び、入居を円滑に進めるための支援事業を行っています。

1 この制度を利用できる方

- 高齢者世帯（60歳以上の方のみで構成される世帯）の方
- 障がい者世帯（身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳3度以上の方を含む世帯）の方
- ひとり親世帯（18歳未満の児童と父または母のみの世帯）の方
- 多子世帯（同居親族に18歳未満の児童が3人以上いる世帯）の方

2 この制度を利用する場合の資格要件

- 板橋区内に居住していること。
- 区内の民間賃貸住宅に転居し、または継続して居住すること。
- 緊急連絡先があること。

3 手続方法

- 板橋区役所住宅政策課に来所してください。
- その際、この事業の対象者であることがわかる資料（健康保険証、身体障害者手帳など）をお持ちください。
- 来所時に住民票をとっていただくと便利です（契約に必要となります）。
- 「板橋区保証支援事業申込書」に記入（資格を確認します）



- 区内不動産店で物件をお探してください。
- 賃貸借契約を結ぶ。同時に保証委託契約を結ぶ。
- （保証委託契約は区民、家主、保証会社の三者契約となります）



- 保証料をお支払ください。
- 賃貸借契約に基づく支払が必要です。
- 保証委託契約には保証料の支払が必要です。
- （保証料は、月額家賃と共益費を併せた金額の30%です。保証期間は2年です）



- 入居決定、以後2年ごとの契約更新となります。
- （更新の際にも、月額家賃と共益費を併せた金額の30%の保証料が必要です）

4 保証委託契約により家主に保証される内容、範囲

家賃等の滞納があった場合、月額24ヶ月を限度に弁済します。

住宅退去時に残存家財等の撤去が必要な場合、当該撤去に要する費用の実費分相当額。

住宅退去時に原状回復が必要な場合、保証会社の承認に基づく額。

住宅退去に関し訴訟が提起された場合、弁護士費用その他法的手続に要した費用の実費分相当額。

保証会社が家主に対し上記の支払（弁済）を行った場合、契約者は保証会社に対して、その支払に関し契約書の規定に基づく金額（弁済した金額に、延滞利息や請求手数料などを加えた額。）を支払うこととなります。詳しくは、**必ず事前に保証会社の契約書の内容をご確認ください。**

5 板橋区と協定を結んでいる保証会社

日本セーフティー株式会社

港区港南 2 - 12 - 32 5796 7600

フォーシーズ株式会社

港区新橋 5 13 7 3434 3725

6 協力不動産店

板橋区高齢者等住宅あっせん協力店

(東京都宅地建物取引業協会板橋区支部会員)

上記の中より選べます。物件を探す時にはご利用ください。名簿は板橋区住宅政策課等にあります。

7 制度の利用にあたって注意すべき事項

この制度は高齢者等世帯の保証料・家賃等を板橋区が助成等するものではありません。保証会社の審査により、保証契約が成立しない場合があります。

万が一、家賃の不払い等事故が生じた場合、保証会社は家賃等を一時的に立て替え払いをしますが、そのことで、契約者の支払が免除されるわけではありません。契約者は保証会社に対し、延滞利息や請求手数料など、契約書の規定に基づく金額を加算して支払うこととなりますので、ご注意ください。

保証会社の契約書を事前によくお読みのうえ、ご契約ください。

【問合せ先】

板橋区役所 都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係

(南館4階 番窓口)

3 5 7 9 - 2 1 8 6